



Kompass Accounting Co., Ltd.
代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第1回 駐在員のための会計基礎講座 - 会計基準の統一 その1-

前回まで「超初心者向け経理業務講座」を「その 19」まで続けてきましたが、このテーマで書くべきことは書き切ってしまったように思います。また、何かテーマが見つかりましたら、突然、再開したいと思います。(こういうテーマでやって欲しいというのがあったら、是非、ご一報ください。)

さて、最近では、「親会社から国際財務報告基準で財務諸表を作って報告するように言われたのですが、どうすればよいですか?」とか、「連結パッケージと称したエクセルシートが 50 枚くらい送られてきて、決算日後 15 日以内に提出しろといわれたのですが、どうすればいいのでしょうか、しかも中身を見たんですが、タイ人スタッフも含めて何のことやらさっぱりわかりません。」とか、本当に親会社に提出すべき情報というのが増加し、弊社への照会や依頼もその関係が非常に多くなってきました。背景がある程度わかっているならば、このことだなという勘も働き、親会社も大変だなと同情心もわくのですが、状況が見えず、あまりの要求の多さ、理不尽さに怒りを覚えつつ、仕方なく弊社にお見えになる方もおられます。(〃;; チャイイエンイエン)

ということで、今回から怒りを冷やす(?)ための「駐在員のための会計基礎講座」と称して、テーマが続く限り、書いていきたいと思います。今回から数回にわけて、最近のトピックである「会計基準の統一」というテーマにしました。(この間、JETRO のセミナーでやったテーマですので、既に聞いた方は復習として、ご一読ください。)

もっとも、親会社への報告関係では、駐在員が駐在する会社や事務所によっても、要求される情報量に大きな差が出てきます。

駐在先の事例	本社への情報提供内容、量等
1. 駐在員事務所に駐在しているケース:	本社へのレポートは、財務関係では、せいぜい現金および預金出納簿くらいでしょう。このレポートだけ考えれば複式簿記である必要すらなく、単式簿記で問題ありません。また未払計上も固定資産計上も駐在員事務所としては全く不要です。(一方でタイの制度上は必要です。)
2. 非上場会社である親会社の子(孫)会社に駐在しているケース:	親会社への財務関係のレポートは、子会社管理の必要性を考慮した独自様式になると思います。数値自身も会社の経理において処理しているタイの会計基準をベースにした数値で問題ありません。ここ近年で要求される情報量が極端に増加しているという状況ではないと思います。
3. 上場会社である親会社の子(孫)会社に駐在しているが、上場している親会社から見て、極めて重要性が低いため、連結財務諸表の対象から除かれているケース:	「非上場会社である親会社の子(孫)会社に駐在しているケース」と同じです。

駐在先の事例	本社への情報提供内容、量等
4. 上場会社である親会社の子(孫)会社に駐在しているが、上場している親会社から見て、重要性がある程度あるため、連結財務諸表の対象とされているケース(*):	親会社への財務関係のレポートは、子会社管理の必要性を考慮した独自様式の他、連結財務諸表作成のための資料(通称: 連結パッケージ)の提出が四半期毎に求められることになります。記入数値は、国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards 略称 IFRS アイファースと呼んだりイファースと呼んだりします。)をベースにしたものを記入します。結果、タイの会計基準で処理した数値と、利益剰余金ですら整合しなくなることがあります。

* 重要性が増してくると、本社への情報提供内容、量が増加してくるほか、これについてレビューや監査を受けるようにと指示されるケースもあります。また、親会社との監査人の統一要求も厳しくなります。(すなわち Big4 を利用することがなれば強制になります。) 重要性の度合に応じて、度合の低い方からパッケージについて「監査・レビュー不要」→「期末のみレビュー」→「期末のみ監査」→「期末監査、四半期レビュー」となります。この監査対応だけでもかなりの負荷の増加になります。この要件確認及び締切日を確認するのは非常に重要です。

従って、今回のテーマは、どちらかというと4に属する駐在員向けですが、いつ何時、1,2,3に該当される方が4に該当することになっても、全くおかしくないなので、その時に慌てないように、さらっとだけでも目を通しておいってください。

前置きが長くなりました。まずは、何でこんなことになったのかというところからお話をしたいと思います。

(1) 「会計基準の統一」が出てきた背景

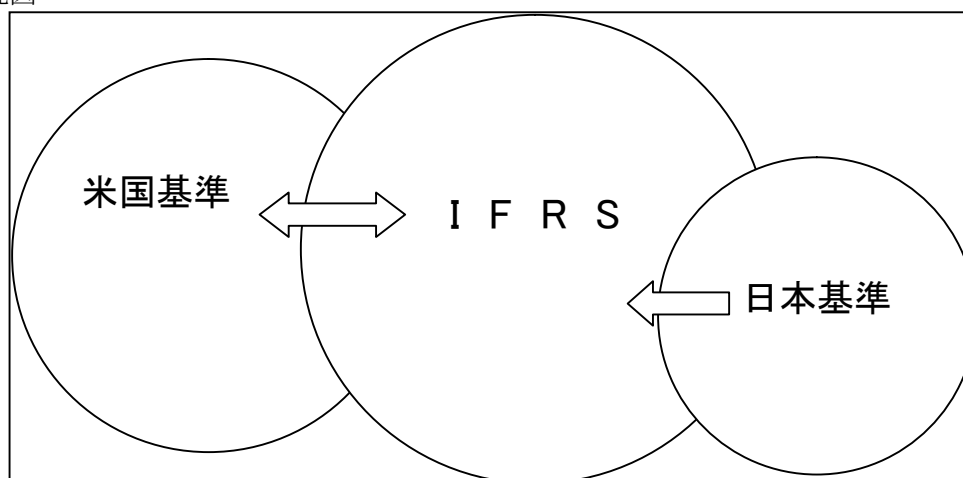
新聞等で報道されているとおり、日本の証券取引所において売買する市場の参加者の主要メンバーは、外国人となっています。一方で、日本の会社は、資金調達の多様化を図るため、米国やヨーロッパで株式を上場したり債券を発行したりしています。これら株式や債券の主要な買手も外国人になります。日本の会計基準を日本人が理解するのはかなり難しいのに、外国人が日本の会計基準を理解し、それをベースにして作成された財務諸表を理解するのは、まず不可能なことです。この不安を解消するために、まず日本の関係者が行ったことは、日本の会計基準は、国際会計基準(International Accounting Standards 通称 IAS、IFRS の前身)や米国の会計基準と比較して遜色がないということをアピールすることでしたが、不明朗な会計処理を行った粉飾事件、倒産事件が続発、かえって日本の会計基準や会計制度は信頼性がないというレッテルを貼られてしまう結果となったのです。これとは別に従来、その主導権争いで激しい対立関係にあった IFRS と米国会計基準が主としてエンロン事件を契機として歩み寄り、コンバージェンス(収斂)という言葉がしきりに使用されるようになります。また、EU においては、IFRS もしくは IFRS と同等の会計基準を適用した財務諸表の作成を域外(日本を含む)証券の発行者に義務付ける規定を作ったため、当時は 2005 年ショックといって業界では大変な騒ぎになりました(現在、2009 年まで延期)。

この間、IFRS の設定主体である IASB に日本人の理事を送り込む等も実施し、日本の会計基準の考え方を IFRS に反映させようと努力をするも「企業結合」をはじめことごとく退けられ、現在は、2008 年の IFRS との同等性の最終評価に向けて、日本基準自身を IFRS へ収斂するべく修正作業中という状況にあります。

※ 個人的には会計原則に独自のフレームワーク(概念規定)もない日本基準が生き残れるはずもないと考えていましたが、独自性をほとんど発揮できず、無視されるかのように、英米の基準を受け入れざるを得ないのは極めて残念です。旧来は財務諸表に何が書いてあるかを読むのはそれほど難しなかったのですが、今となっては、この財務諸表が何を言っているのか私にとっては読み取るのが非常に難しいです。シンプルがベストだと思うのですが、そうは行っていないようです。(シンプル イズ ベスト!) きっと原点回帰の揺り返しが来ますので、まあ見ててください。

かくして、図で記載すると以下のような図になります。

状況図



(2) 在外子会社との会計基準の統一

日本基準では、従前は徹底した個別財務諸表主義を採用し、連結財務諸表作成の基礎となる個別財務諸表は、現地の会計基準に基づいて会計処理し作成すればよいとなっていました。従って、私が監査法人に勤務していたころは、連結上、修正すればいいやと勝手に判断し、個別財務諸表の修正を連結上だけ織り込むと、先輩から「連結上で子会社の個別財務諸表を修正していいと思っているのか！」と怒られました。。。時代は変わり、連結財務諸表原則が変更となり、同一環境、同一性質の取引等にかかる会計処理の原則および手続は、原則として親子会社間で統一されなければならないとされ、当然に、統一を図るためには在外子会社でも日本の会計基準の採用が前提となりました。(会計基準の統一の話と会計処理の統一の話は全く次元が異なりますので注意してください。会計士でもごっちゃになる人がいます。)ところが、平成9年に日本の公認会計士協会が「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の取扱」を公表し、在外子会社の会計処理については、現地の会計基準に従っている限り「当面」、統一する必要がないという規則を公表しました。この規定に従い、昨年度までは何らタイ基準に基づいて会計処理をしていて問題なかったのです。税効果会計を適用しなくても、減損会計を適用しなくても、親会社の連結上は連結できていたのです。

ここで、(1)で述べた動きとつながって来ます。IFRS や米国基準上は、このような「当面の取扱」はなく、在外子会社であろうと IFRS 基準や米国基準での個別財務諸表の作成が強制されます。このことが日本の会計基準との主要な差異ということでクローズアップされるに至りました。そこで、**2008年4月1日開始事業年度から在外子会社であっても、日本の会計基準に原則統一するべしとなりました。ただし、まだ例外があります。それはいずれ日本の会計基準が IFRS と同等になることが想定されているので、もし、在外子会社の財務諸表が IFRS や米国基準で作成されていれば、当面の間、日本基準で作成する必要はないとされました。これが今現在の「当面の取扱」です。もちろん原則どおり日本基準を採用しても問題ありません**(今回の「当面の取扱」というのは、改定ということをご存知でしたか?)

仮に日本基準を採用した場合には、今度は会計処理の統一ということが問題になります。同一環境、同一性質の取引等にかかる会計処理の原則及び手続は統一しなくてはなりません。同一環境というのは「事業セグメント」を指しますので、地域ではない点に留意が必要です。タイにあるから環境が異なるとは単純に主張できません。米国基準や IFRS 基準を採用した場合、そもそも会計基準が異なるので、会計処理の統一というところまでは求められないと理解しています。ただし、上記「当面の取扱」が撤廃され IFRS との境がなくなった時は、越えなくてはいけない山がもう一つありそうです。例えば、減価償却費は日本では定率法が一般的ですが、タイでは定額法が一般的です。これを定率法に修正するのかといった議論が出てきます。これは、今回の会計基準の統一よりも作業量が膨大になる可能性があります(あく

まで私見ですが、、、)。したがって、新しい取引について会計処理を自由に選択できる場合には、今のうちから親会社の会計処理にあらかじめ合わせておいたほうが、楽と思います。

タイの会計基準が IFRS に極めて近いこと、会計処理統一の問題があることを考慮すると、会社の判断としては、今のところの対策として IFRS にコンバージョンする判断が無難と思いますが、いずれにしても親会社と議論した上で結論付けることになります。

(3) 作業を実施する時期

親会社が 3 月決算の場合、2008 年 3 月末の連結財務諸表が期首残高となります。取り込むタイの現地法人の財務諸表が 12 月決算の場合には、2007 年 12 月期で、まず会計基準の統一に対応した期首残高の確定が求められます。また、取り込むタイの現地法人の財務諸表が 3 月決算の場合には、2008 年 3 月期で、まず期首残高として会計基準の統一が求められます。その後、それぞれ四半期毎にこの会計基準を統一した財務諸表を作成し、連結パッケージの提出が求められることになります。(12 月決算はもう少し時間的な余裕があります。)

ということで、今回は概括的な説明でしたが、次回は具体的な調整内容等に入って行きたいと思います。
(続く)

Bookkeeperのつぶやき。。。



前回、ちわわを飼うという話をしましたが、やって来ました、生後 4 ヶ月 早、チョーカワイ。。とネコカワイリしていたら、クッションの上から飛び降りて右前足骨折。。。入院。。。手術となりました。監督不行届で家族からの視線もかなり厳しく。。。金額の話ではありませんが、入院費、手術費は本人の代金の 3 倍。。(オイオイ) それでも何か毎日、帰宅して遊ぶのが楽しくなりました。尻尾を振って出迎えてくれます。気持ち、帰るのも早くなったような。。(^o^)/トニカウレピー



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 16th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第2回 駐在員のための会計基礎講座 - 会計基準の統一 その2-

前回に引き続き、会計基準の統一のお話をしたいと思います。その間、コンバージョンの依頼は増加し続け、自分の中では既にピークを越えてしまっていますが、初心に戻り続けたいと思います。(´； 経験談として、作業自身は実はそれほど難しくないのです。通常、仕訳がせいぜい 10 本並ぶ程度です。ただ、作業の過程でそもそもタイの会計基準ベースで誤っていたり、税効果などは、そもそも法人税の申告書が誤っていたりと、「ちょっと、もう監査報告書出てるしなあ」とそれ以前のところで作業が中断してしまうことが多いです。(タイ GAAP ベースの間違いを指摘して逆切れされたこともありました。コワ)

皆さんも、この作業をする時はくれぐれも、まず、タイの会計基準ベースで正しい決算が行われている、法人税の税額計算が正しいということを確認したあとで作業を進めてください。そもそもが間違えていると、当たり前ですが、コンバージョンしても間違えた結果となります。

さて、今回は、具体的にどのような項目が IFRS とタイの会計基準で異なる可能性があるのかを見て行きたいと思います。

(1) IFRS には基準があるが、そもそもタイでは基準が存在していない項目

このような項目が存在する理由は様々ですが、そもそも IFRS の方の新基準制定や既存の基準改定のスピードにタイ GAAP の改定のスピードが追いついていないのが最大の原因です。まず IFRS をタイ語に翻訳し、その後、会計職連盟の中でタイの実情に照らして大丈夫か否かを検討するのですが、その間、検討している最中にも IFRS の改定が行われてしまい、また、手続的に戻るといようなことが行われているようです。こんなことをするぐらいなら、丸呑みしてもよさそうですが、それは日本と同様、そうは行かないようです。(会計攘夷ということ。。)

代表的なものとしては、

税効果会計	以前に「超初心者向け経理講座」で連載した項目です。税務上の費用・収益の認識(厳密に言うと資産・負債の認識)のタイミングと会計上の認識のタイミングを各期で合わせるために行う、税金費用の調整をするための会計基準です。 タイでも強制適用になるといわれて久しいですが、未だ内部手続中とのことです。コンセプトをタイ人に理解させるのは容易ではなく、結果、データを集めるのに四苦八苦する項目です。最低でも 3-5 年程度は申告書やその基礎資料をひっくり返さないといけません。 強制適用となったとしても非公開会社に関してはすぐに適用猶予になりそうです。そうしないと、監査上、不適正意見が多数となってしまいます。結果、コンバージョンとして当面の間、強制適用となったとしても主要項目の一つとなりそうです。(ここは私見です。)
-------	---

退職後給付会計	退職時もしくは退職後に従業員に給付される金銭を含む便益について、便益供与時ではなく、その勤務期間を通じて費用を認識しようという会計基準です。 これを適用するにあたっては、まず、自社の退職金制度等を知ることが不可欠です。その上で、退職給付債務(PBO: Projected Benefit Obligation)の計算を保険数理人に委託するかどうかを決定します。そうなのです、通常、自社では計算ソフトを持っていない限り計算をすることはできません。 また、一般に労働者保護法によって従業員を解雇した場合には、解雇手当を支払うこととされています。定年退職も法にいう「解雇」に相当し、当該解雇手当を支払うこととされています。このような解雇手当も「退職時に従業員に給付される便益」に該当し、予測をした上で、現在価値に割引き、予定勤務期間で按分、費用計上します。 一方、強制加入の噂が耐えないプロビデントファンドですが、確定外部拠出型の退職基金であり、掛け金をそのまま費用計上すれば足ります。この部分に関しては取り立てて難しいところはありません。 この基準もドラフトなるものは存在するようですが、タイで強制適用になった時の影響は計り知れません。結局、税効果会計同様に、非公開会社に関しては適用猶予になるのではと思っています。 ちなみに、正式に保険数理人(アクチュアリ)の資格を有している人はタイで数名しかいないとのこと。 (これでは強制適用化を躊躇するはずです。)
---------	--

これ以外に「金融商品の認識と測定」に関する基準や「機能通貨」に関する基準は、タイでは該当がありません。金融商品(資産及び負債！?)については、その測定を原則、公正価値(Fair Value)で行うというところに特徴がありますが、現地法人で金融資産・負債を多額に有している事例は少なく、普通の日系企業でコンバージョンが発生する例はないと思います。もちろん為替予約、スワップの部分はあり、公正価値に置き直さなくてはなりません。(あとで少し述べます。) また、「機能通貨」は各企業が主要な取引の通貨を見極め、財務諸表の表示通貨をその主要な取引通貨にして為替差損益をできる限り少なくしようとするものです。当初、ドル建てや円建ての取引を多く抱える日系企業も多いと思われることから、実は真剣に適用するとかなり影響が出ると個人的には思っていました。実際、シンガポールでこの基準が適用となった時は大騒ぎだったのです。ところが、蓋を開けてみるとIFRSへのコンバージョンを指示しながら、この部分をカットして指示してくる例が多いです。なぜIFRSの一部カットが可能なのか？その根拠は未だに皆目わかりません。(どうも都合によりつまみ食いをしているような悪い予感がします。)

(2) タイにもIFRSと同様の基準があるが、非公開株式会社であるため適用が猶予されている項目

7つ(もしくは6つ)の非公開株式会社に対する会計基準の適用猶予はご存知のとおりだと思います。その大部分は財務諸表の開示内容に関するものであり、会計処理そのものについて適用猶予を認めている基準は、現状、減損会計のみだと思います。

ということで、仮に「減損会計」を適用猶予としていた場合には、コンバージョンの主要項目となります。適用猶予となっているかどうかはタイ基準ベースの財務諸表の注記を見るとわかります。大体、注記の1に会社の事業概況が記載されており、2に「Basis of Preparation of The Financial Statement and Significant Accounting Policies」というのが記載され、その最初に適用猶予をしている基準が並んでいるはず。その中に Impairment No.36 (減損)というのがあった場合には、適用猶予を受けていることになります。一方で何も記載がない、もちろん減損もない、「うちはどっちなのか」という疑問もあろうかと思いますが、これは「減損会計」に従い、減損の兆候の有無を調査したが、減損の兆候は認められず、減損すべき

資産はなかったというふうに解釈するべきです。(チョーラッキー)

(3) タイにも IFRS と同様の基準があることはあるが実務面で微妙に異なる項目

これは挙げだすときりがないのですが、以下、ありがちな項目について並べてみます。

有給休暇引当金	タイではすでに「引当金」に関する基準は適用となっており、従って本来的には計上がその時点で行われなければならなかったはずですが、計上するべしと指摘したタイの会計士を私は知りません。多くの人は会計士も含めて有給休暇を買い取る義務の有無が有給休暇引当金を計上するべきか否かの判断基準と考えているようですが、それは誤解です。(私も以前誤解していて、教えて goo で勉強しました。orz…) 基本的には期末有給休暇残日数のうち有給休暇を使用する見込日数＋見込買取日数が引当金の対象となります。有給休暇を使用するということは、休日であるにもかかわらず、賃金を払っているので、使用した時の労働対価としては認められない、有給休暇の権利を付与したときの労働対価と考えるべきであるというのが基本的な考え方です。もちろん買取対象も有給休暇の権利付与時の費用として認識すべきとなります。一方で、切り捨て見込の部分は引き当て計上する必要がありません。 労働者保護法が改正になり、有給休暇の残日数は(自己都合、会社都合問わず)退職時に買取りが義務化されたやに聞いております。この引当金のタイにおける実務もどのように変更になるのか興味もたれます。IFRS ベースでは現状でも計上しなくてはなりません。
為替予約、通貨スワップ	タイでは税法の影響なのか、為替予約時の直先差額を期間按分し、タイ中央銀行レートを使用して為替予約時と期末時の直直差額を損益処理するという実務がよく行われています。理屈の上では為替予約の評価なので直直差額を損益処理することは明らかにおかしな処理です。タイの中央銀行が直物レートしか公表していないため、課税の公平性の観点からは、これを参照させざるをえないということなのかもしれません。一方で IFRS 上は、為替予約時の直先差額を期間按分し、為替予約時の予約レートと期末時の当該予約の公正価値との先先差額を損益処理することになります。直直か先先かで差がでることになります。(銀行からは公正価値に関する情報の入手が必要です。)
出荷基準(売上計上基準)	タイでは物品の出荷をもってリスクと便益が移転したと考えて出荷基準で売上計上しているケースが多いと思います。(財務諸表注記を見るとそのような書き方をしています。) 一方で IFRS 上は、顧客に受け渡したときに始めてリスクと便益が移転したと考えます。移送途中の事故に関しては、出荷側が通常は責任を持つからです。従って、出荷後、輸送に時間がかかるようなケースの場合には、修正が発生する場合があります。 ちなみに、輸出入の場合には、CIF、FOB の条件にかかわらず、通常、所有権は船積日(BL 日)で移転します。(唯一、FOB Destination(到着港渡し)の条件の時だけが例外となります。) この部分は IFRS もタイ会計基準も同じですので、タイの会計基準ベースでも間違わないよ

	うにしてください。
営業権	有償で取得した営業権は、タイでは、税法基準に従って 10 年で償却しているのが普通と思います。一方で、IFRS 上は、営業が有効に継続している限り、償却は認められず、毎期、営業権について減損の兆候がないかどうかをテストすることになります。従ってコンバージョンにあたっては、過去の償却を戻す処理をすることになります。 なお、次回以降の話となりますが、一度、戻した過去の償却費は連結上、今度は日本基準に従って償却をやり直すことになります。(ヤレヤレです。)

ということで、これで一般企業であれば調整項目としては 8 割がたはカバーできるように思います。あとはコツコツとデータをまずは集めるのみですが、冒頭述べたように担当者の PC にデータが眠っていることも多く、想像以上にかなりの手間隙がかかることは認識しておいてください。(続く)

‘‘Bookkeeperのつぶやき。’’



何故かわからないですが、そうとう忙しい。。。どうも経理上の急患が多いようです。この間も経理担当者が3月に退職、その後3人担当が変更となり、もはや決算を締めることができない、だけど1ヵ月後の株主総会には適正意見のついた財務諸表を提出したいというのがありました。一方で弊社、スタッフの方はキャパ的に一杯一杯の状況ということで、私が自ら久々にパズルのような帳簿を締めました。仕訳の流れ等を見て、辞めた経理担当者がどのような気持ち・感情でその作業をしていたかが手に取るようにわかりました。久々にBookKeeperの血が騒ぎました。(^^; (犯罪現場に行くと、その当時の状況がフラッシュバックのようにわかるというのは映画でよくありますが、これも一種の才能でしょうか??)



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 16th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第3回 駐在員のための会計基礎講座 - 会計基準の統一 その3 -

前回に引き続き、会計基準の統一のお話をしたいと思います。あまりネタバレさせないようにという関係諸方面からの圧力がある一方で、グループ内のK先生の話では、前回のKのつぼの一般読者の理解率は推定で3%とのことであり、よくわかるように書いているつもりでしたが、結果、玄人受けする内容になってしまったようです。(ちょっとショック。。まあ、自分が監査法人に勤務していた立場のころは、決して書けなかったような内容が含まれているのも事実です。今は自由ですし、監査もしていないので… (^; どこが業界的にまずいのか玄人になったつもりで探してみてください！)

ということで、懲りずに続けたいと思いますが、今回から項目毎に解説したいと思います。今回は、前回、概略説明した項目のうち、「為替予約」についてタイの税法基準も含め説明したいと思います。(仕訳がかなり多いです。ホントに懲りていない。スイマセン、丹念に数字を追ってみてください。)

ご存知かもしれませんが、タイでは「金融商品の認識と測定」に関する会計基準が、未だ強制適用ではなく、金融商品に関しては、様々な会計処理の方法が混在しています。為替予約も金融商品に該当します。仮に国際財務報告基準(IFRS)と異なる会計基準を採用していた場合には、本稿のテーマであるIFRSへのコンバージョンが日本と連結する上で発生します。逆の言い方をすれば、コンバージョンの要否を判定するにあたっては、皆さんの会社が、為替予約についてどのような会計処理を採用しているか調査する必要があります。

(1) タイの会計処理慣行

代表的なタイでの為替予約の処理方法ですが、

1. 為替予約があっても、特に処理をせず、無視する。これを処理と呼ぶべきかは疑問ですが、当該為替予約の約定日と決済日が決算期をまたいでおり、当該為替予約により外貨決済する予定の外貨建債権債務が期末に存在した場合には、外貨建債権債務のみが期末時レートで換算されることになります。以下事例。

前提条件:

3月末決算の会社が2月15日に日本から原材料を円建で3,000,000円購入する。送金決済日は4月末である。円高を予想した会社は、為替リスクを回避するため4月30日を決済日とする円買・パーツ売の為替予約を1月31日に付した。各日のレートは、以下のとおり。

1/31	為替予約約定レート	1 Baht = 3.0 円	(4 月末決済日)
	直物 TTS 相場	1 Baht = 3.1 円	直物 TTB 相場 1Baht = 3.11 円
2/15	直物 TTS 相場	1 Baht = 3.0 円	
3/31	直物 TTS 相場	1 Baht = 2.9 円	直物 TTB 相場 1Baht = 2.91 円
	為替予約時価(公正価値)	1 Baht = 2.8 円	(4 月末決済日)
4/30	直物 TTS 相場	1 Baht = 2.7 円	直物 TTB 相場 1Baht = 2.71 円

※ 公正価値は為替予約の場合、期末日時点で仮に同様の条件の為替予約を付した場合の予約レートを意味しています。

仕訳

2/15	(借方) 原材料仕入	1,000,000 Baht	(貸方) 買掛金	1,000,000Baht
	(1,000,000Baht = 3,000,000Yen / 3 Yen/Baht)			
3/31	(借方) 為替差損	34,482.76 Baht	(貸方) 買掛金	34,482.76Baht
	(34,482.76Baht = 3,000,000Yen / 2.9Yen/Baht - 1,000,000 Baht)			
4/30	(借方) 買掛金	1,034,482.76Baht	(貸方) Cash(円)	1,111,111.11Baht
	(借方) 為替差損	76,628.35 Baht		
	(借方) Cash (円)	1,111,111.11Baht	(貸方) Cash (Baht)	1,000,000Baht
			(貸方) 為替差益	111,111.11Baht
	(1,111,111.11Baht = 3,000,000Yen / 2.7Yen/Baht)			
	(1,000,000Baht = 3,000,000Yen / 3Yen/Baht)			

この処理は、予約を付してできるかぎり損を少なくしようとしたところ、期末に為替差損が単独で発生するとともに、一方で 4 月 末では為替差益 (34,482.76Baht = 111,111.11Baht - 76,628.35Baht) が発生し、損益が泣き別れの状況となり、為替予約を付した趣旨に反した結果が生じています。

- 一般的にタイの会計基準が無い場合には、IFRS に準拠して処理する方法が採られます。為替予約についても IFRS に準拠した処理をすることが可能です。これは後述します。
- 最後にタイの税法に定める基準を用いる方法があります。
この方法は、銀行に対する債権債務を為替の予約時に認識する方法です。結果、見事に予約という先物の世界が直物の世界に変換されます(相変わらずのフェチですが、最初見たときは感動しました)。以下、先の事例に則り、仕訳を記載します。なお、この処理採用に当たっては税務上満たすべき要件がありますので留意ください。

仕訳

1/31	(借方) 銀行債権(円)	964,630.22 Baht	(貸方) 銀行債務	1,000,000Baht
	(借方) 為替予約差額	35,369.78 Baht		
	(1,000,000Baht = 3,000,000Yen / 3Yen/Baht)			
	(964,630.22 Baht = 3,000,000Yen / 3.11Yen/Baht)			
2/15	(借方) 原材料仕入	1,000,000 Baht	(貸方) 買掛金	1,000,000Baht
	(1,000,000Baht = 3,000,000Yen / 3 Yen/Baht)			
3/31	(借方) 為替差損	34,482.76 Baht	(貸方) 買掛金	34,482.76Baht
	(34,482.76Baht = 3,000,000Yen / 2.9Yen/Baht - 1,000,000 Baht)			
	(借方) 銀行債権(円)	66,297.61 Baht	(貸方) 為替差益	66,297.61 Baht
	(66,297.61Baht = 3,000,000Yen / 2.91Yen/Baht - 964,630.22Baht)			
	(借方) 支払金利	23,579.85 Baht	(貸方) 為替予約差額	23,579.85 Baht
	(23,579.85 Baht = 35,369.78Baht x 60days / 90 days)			
4/30	(借方) 買掛金	1,034,482.76Baht	(貸方) Cash(円)	1,111,111.11Baht
	(借方) 為替差損	76,628.35 Baht		
	(借方) 銀行債務	1,000,000Baht	(貸方) Cash (Baht)	1,000,000Baht
	(借方) Cash (円)*1	1,111,111.11Baht	(貸方) 銀行債権(円)	1,030,927.93Baht
			(貸方) 為替差益	80,183.28 Baht
	(借方) 支払金利	11,789.93 Baht	(貸方) 為替予約差額	11,789.93 Baht
	(11,789.93 Baht = 35,369.78Baht x 30days / 90 days)			

*1: 本来は TTB 換算ですが、結局、円価の受取で、債務決済に当てられるため TTS で換算しています。

ここで「為替予約差額」は、直物相場と先物相場との差額から生じるもので、金利的な性格を有するものとされ、期間按分します。(純粹税法とは異なる処理で、実務上、容認されるであろう処理です。過去の月報より。.) 先の何も処理しない方法と比較して、期末へのインパクトが緩和されているのがわかります。ちなみに何も処理しない方法で生じる損益合計と税法基準で生じる損益合計は、7 万バーツで一緒です。要するに、期をまたがない限り、どちらの方法でやっても損益に対するインパクトは一緒となります。ただし、理論上は為替予約という先物の評価替なのに直物相場を参照する結果となる等、問題のある処理といえます。

(2) IFRS 上の処理

IFRS 上の処理は、原則、リスク回避の目的で為替予約を付す場合も、投機目的で為替予約を付す場合も、すべて時価(公正価値 Fair Value)評価され、評価差損益は、損益計算書に計上されます。また、予約時の直物と先物の差額は金利的な性格を有するものとして期間按分されます。先の事例でいくと以下ようになります。

仕訳			
1/31	(借方) 為替予約	35,369.78 Baht	(貸方) 銀行債務差額 35,369.78Baht (35,369.78Baht = 3,000,000Yen / 3Yen/Baht - 3,000,000Yen / 3.11Yen/Baht)
2/15	(借方) 原材料仕入	1,000,000 Baht	(貸方) 買掛金 1,000,000Baht (1,000,000Baht = 3,000,000Yen / 3 Yen/Baht)
3/31	(借方) 為替差損	34,482.76 Baht	(貸方) 買掛金 34,482.76 Baht (34,482.76Baht = 3,000,000Yen / 2.9Yen/Baht - 1,000,000 Baht)
	(借方) 銀行債権	71,428.57 Baht	(貸方) 為替差益 71,428.57Baht (71,428.57Baht = 3,000,000Yen / 2.8Yen/Baht - 1,000,000Baht)
	(借方) 支払金利	23,579.85 Baht	(貸方) 為替予約差額 23,579.85 Baht (23,579.85 Baht = 35,369.78Baht x 60days / 90 days)
4/30	(借方) 買掛金	1,034,482.76Baht	(貸方) Cash(円) 1,111,111.11Baht
	(借方) 為替差損	76,628.35 Baht	
	(借方) Cash (円)*1	1,111,111.11Baht	(貸方) Cash (Baht) 1,000,000Baht
	(借方) 銀行債務	35,369.78Baht	(貸方) 銀行債権 71,428.57Baht
			(貸方) 為替差益 75,052.32Baht
	(借方) 支払金利	11,789.93 Baht	(貸方) 為替予約差額 11,789.93 Baht (11,789.93 Baht = 35,369.78Baht x 30days / 90 days)

*1: 本来は TTB 換算ですが、結局、円価の受取で、債務決済に当てられるため TTS で換算しています。

上記、丹念に仕訳を追っていくとわかりますが、基本的に約定時の直物相場と先物相場の差額が期間按分され、一方で約定時の先物相場と期末時の先物相場の差額が損益計上されます。

IFRS の場合、外貨建の取引の外貨リスクを回避するために予約を付す場合には、ヘッジ会計というものを適用することができます。単に期末にコンバージョンするということでは、恐らく、ヘッジ会計適用の要件を満たせない場合が多いので、ここでは簡単に触れるのみにしますが、期末に債権債務が存在する場合には、結果として上記と同じ処理になります(公正時価ヘッジ)。一方で予定取引についてヘッジをかける場合に、上記処理をしてしまうと、予約の損益のみが損益に計上されてしまいます。そこで、約定時の先物相場と期末時の先物相場の差額については、損益計算書に計上することなく、貸借対照表(もしくは株主持分変動表)の資本の部に直接計上することとなっています(従って純資産には影響してしまいます。キャッシュフローヘッジ)。

(3) どこをコンバートするか。

- (ア) タイの会計上、為替予約について何も処理をしていない場合には、上記のうち予約に関する分だけ、追加で仕訳をいれます。
- (イ) タイの会計上、IFRS に準拠した処理の場合は、当然ですが、コンバージョン不要です。ただし、準拠しているつもりで実は誤っていたということもあるので要注意です。再確認してください。
- (ウ) タイの会計上、税法基準を採用している場合は、約定日と期末日、それぞれの日の直物相場差額が計上されているはずですので、これを予約レートと期末日の公正価値との差額に変更する必要があります。

——— というようなことをする必要があるので、スタッフに説明してもなかなか理解してもらえません。所詮は為替差損益の期間按分の問題ということはいえるのですが、、、。最後に日本基準との比較で為替の振当処理適用の可否の問い合わせを時々受けますが、タイの会計上も、IFRS 上も適用できません。恐らく、この日本固有の振当処理は最終的にはなくなるものと思われる。(よくよく考えると契約先が異なるので、非常に無茶な処理というように思います。)

(また、続く)

。。。Bookkeeperのつぶやき。。。



事務所のスタッフの人数も増え続け、いまや 15 名。部屋も大分一杯になってきました。最初はほんとに数名からのスタートだったので、大所帯になって、少し感慨深いものがあります。現在、事務所スペースの借り増しを検討中です。(となりがちょうど閉鎖するロビンソンの事務所なので、、、)しかし、だんだん名前も覚えられなくなってきました。特にSというものとESSOというものがおり、未だにどっちがどっちかよくわかりません。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ **小林 一雅** (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 16th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th

**Kompass Accounting Co.,Ltd.**

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第4回 駐在員のための会計基礎講座 - 会計基準の統一 その4-

今回もマニアックなところからということで、従業員給付関連について述べて行きたいと思います。5月の労働者保護法の改正法施行により様々なところで影響が出ているようで、マザーブレインの月報でも更新情報が随時記載されています。特に派遣労働者関連の労務管理では、皆さん苦慮されているようですね。

ところで、派遣関連の問題に隠れて、未だあまり表面化していないようですが(もしくは対応済み?!)、有給休暇の買取も労務管理上の問題として、いずれ出てきそうです。こちらの方は会計処理にも関係がありそうな改正点です。曰く、

1. 今まで会社都合退職(解雇及び定年退職)でしたか、法律上、義務付けられていなかった未使用有給休暇の買取が、自己都合退職にも義務付けられることとなった。
2. 会社は労働者と合意のもと、未使用の有給休暇の繰越期限を設けることができるが、繰越期限を過ぎて有給休暇として使用できなくなった分についても、上記の買取義務の対象となる。

という、是非、日本においても施行して欲しい労働者に優しい改正内容です。(^ ; (日本の経営者の方、スイマセン。)

従業員給付に関連するタイの会計基準は、未だ強制適用となっていないので、タイGAAPベースでの上記改正による影響は今のところ不明です。以下のような処理がありえます。

1. 何もしない。すなわち買取が発生した時点の費用として処理する。
2. 将来発生する買取部分を予測し、その部分についてのみ引当計上する。
3. 期末時点の累積の有給休暇残高を引当計上する。

批判するわけではありませんが、法律改正の勉強を会計士がどの程度しているか非常に疑問です。従って、今期に関しては、1.が1番ありえそうな実務ではあります。(ハズレたらゴメンナサイ。.) 従業員給付に関する会計基準が強制適用となっていないのも理由の一つではあります。。
その次に、2.を主張する可能性が高いと思います。買取による現金支出として目に見えるのがその部分だからです。そして、あくまでも今まで様々な会計士とコミュニケーションした主観ですが、最後に主張として出てきそうなのが3.ということになりそうです。

ところで、IAS19号従業員給付によれば、一見過剰引当のように見える3.の方法によるのが正しいということになります。もう少し詳しく、なぜこうなるのかを説明したいと思います。

期末時点の累積の有給休暇は、改正後の労働者保護法を前提にする限り、二つの部分に分けることができます。一つは将来、従業員が有給休暇を使用・消化する部分、もう一つは将来、従業員が退職した時に買取する部分です。前者は、一見すると追加で現金支出があるわけではないので、何も処理する必要がないように見えますが、ある見方をすると処理が必要になります。通常、給料は、従業員から労働役務の提供を受ける換わりに対価として支払うものです。一方で従業員が有給休暇を消化するということは、労働役務の提供を受けていないにも拘わらず、企業は、対価を支払っているということになります。日系企業ではあまり例をみないと思いますが、欧米では有給休暇を使用しての1ヶ月の夏のバカンスやクリスマス休暇ということは十分にありえます。1ヶ月間、労働役務の提供を受けていないにもかかわらず、給料が発生します。この給料を支払った期間の費用として処理してよいのでしょうか？

IAS19 号上は、当該給料について労働役務の提供を受けておらず、その期間の役務サービスの費消、すなわち費用として認識すべきでないと考えています。では、いつその給料分を費用として発生を認識すべきと考えているのでしょうか？ 答えは、有給休暇はあくまでも勤務期間その他に対応して従業員に付与される福利・便益なので、他の便益などと同様にその有給休暇の権利が付与された時点で費用の発生を認識すべきと考えています。

個人的にはどれ程の意味があるのかもと思いますが、確かに欧米のように長期有給休暇を使用するのが当たり前の国ではその間の交代要員を確保しなくてはならず、その期間は、同一の役務サービスの提供を受けているにもかかわらず、交代要員の給与と当該有給休暇使用者の給与を2重に支払う必要が生じ、サービス対価としての性格に疑問が発生するのは当然といえば当然のように思います。むしろ、サービス対価ではなくて、従業員福利の一環なので権利発生時に費用認識すべきという発想が生じる余地が生まれるわけです。ある見方と述べたのはそういう意味です。一方で日本やタイのような労働環境、文化においてこの引当金がどれほどの意味を持つのか、個人的には残念ながら理解はできません。いえることはIAS19号のみならずIFRSはこのような労働環境や文化といった不明確な要素は排除して、全世界統一のルールで会計処理することを要求しています。

余談ですが、タイでは病気休暇等様々な有給での休暇があるように思います。また、結構、これらの使用度合も高いと思います。これらは果たしてこの引当金の対象にしなくて良いのでしょうか？ 繰り返しになりますが、買取かどうかはこの引当金の計上の要否にはあまり影響がありません。この国の労働事情や文化を考えると有給での病気休暇の取得具合を過去の実績率等で見積もることが本当は必要なのかもしれません。。。 (笑、あくまで冗談です。)

※ 現在、日本では会計基準の独自性を放棄しIFRS丸呑みの機運が高まっています。コンバージェンスの話ではなく、丸呑みです。こうなった場合には、日本でも有給休暇引当金の計上が必須になります。日本では有給休暇の買取はありませんので、使用見込部分に対して引当金を計上するという複雑な見積計算が必要となります。従前より日本企業が日本基準から米国基準に転換する際の典型的な転換仕訳としてこの引当金がありました。しかし丸呑みになったら、会計基準を作っている役人やその他団体職員は職を失うかもしれません。(または単なるIFRS研究者？ 翻訳家？ 余談ばかりでスイマセン。)

(1) 引当金の計算及び処理例

タイの労働者保護法を前提にする限り、計算方法はそれほど難しくありません。仮に4名しか従業員がいない会社を考えてみましょう。

従業員名	月額基本給与	1日あたり給与①	期首有給残日数②	期末時有給残日数③
従業員 A(管理)	90,000Baht	3,000Baht	17 日	20 日
従業員 B(製造)	30,000Baht	1,000Baht	12 日	10 日
従業員 C(管理)	21,000Baht	700Baht	10 日	12 日
従業員 D(製造)	15,000Baht	500Baht	5 日	5 日

※ 1日あたりの給与を出すにあたっては休業日の日曜日(及び土曜日)、祝祭日を含み30日で割ります。
残業時間を計算する場合と同様の計算です。

基本的に有給の残日数は、将来買い取られるか、有給として消化されますので単純に①に③を乗じて全従業員分を合算すれば引当金の残高を得られることとなります。特に有給休暇消化の予測をする必要もありません。従い、以下のようになります。

従業員名	1日あたり給与①	期末時有効残日数③	引当金残高
従業員 A(管理)	3,000Baht	20 日	60,000Baht
従業員 B(製造)	1,000Baht	10 日	10,000Baht
従業員 C(管理)	700Baht	12 日	8,400Baht
従業員 D(製造)	500Baht	5 日	2,500Baht
期末引当金合計			80,900Baht

とこんな感じです。同様に期首残高は、

従業員名	1日あたり給与①	期首有効残日数②	引当金残高
従業員 A(管理)	3,000Baht	17 日	51,000Baht
従業員 B(製造)	1,000Baht	12 日	12,000Baht
従業員 C(管理)	700Baht	10 日	7,000Baht
従業員 D(製造)	500Baht	5 日	2,500Baht
期首引当金合計			72,500Baht

※ 実際には昇給もあるはずなので①は期首と期末で異なると思います。ここでは簡便的にレートが同一であるとしています。基本的にそれぞれの時点の給与レートをを用いるべきです。昇給によっても引当金残高を増加します。

以上を仕訳にすると以下のようになります。

(借方) 有給休暇引当金繰入(管理費) 10,400Baht (貸方) 有給休暇引当金戻入(製造) 2,000Baht
(貸方) 有給休暇引当金 10,650 Baht

以上が、基本的な計算方法で、引当金を使用したか否かにかかわらず、毎期末に残高ベースで金額を算定し、洗い替えればよいと思います。

上記例ではたいした金額になりませんが、数千人規模の従業員がいるような会社だと毎期の繰入額はそこそこの金額になる可能性があり、重要なタイの会計基準から IFRS へのコンバージョン仕訳となる可能性がありますので留意が必要です。ましてや歴史のある会社で過去分の累積金額の影響を一括で計上する場合には、適用初年度の期首利益剰余金の残高は大きく変動する可能性があることも認識しておかなくてはなりません。(結構、金額が大きく、計上する場合にはゾーンとする話です。)

また、製造原価にかかる部分について、在庫の原価計算に影響させるのかどうかということも重要な検討課題です。実際原価計算を採用している場合には間接費の配賦計算をやり直すのか、標準原価計算を採用している場合には原価差異の配賦計算をやり直すのかといったことです。今のところ、コンバージョンでそこまでやっている会社はないように思いますが、いずれはというところでしょうか？このことは次回以降で述べることになる退職給付引当金繰入についても同様です。

最後に税務上の話ですが、このような有給休暇引当金の繰入は当然に法人税法上、損金で計上することはできません。あとの記事で述べることになる税効果会計で将来減算一時差異として繰延税金資産の計上の対象となりますので、調整を忘れないようにしてください。

以上、有給休暇引当金の説明ですが、日本でなじみのない引当金だけに親会社に対する説明や調整も慎重に時間をかけて行う必要があります。

それでは、次回も引き続き IAS19 関連で退職後給付会計について書いてみたいと思います。(ということで続く。)

‘‘‘Bookkeeperのつぶやき。’’’



現在、夏休みで家族は日本に一時帰国中、私はひとりでチワワの世話をしています。日中、ゲージに入れっぱなしでは可哀想なので、部屋の中を放し飼いにしていますが、トイレはちゃんときめられたところにいるものの、いろいろなものを引き出しの隙間や本棚から取り出してはくしゃくしゃにしてくれちゃいます。帰宅するとドアの前で何が起きているのかわからず、ぼーぜんと犬と見詰め合うこともしばしば。。。なんとも、いたずらでおてんばな犬です。今日も早く帰らなくては。。。 (というか早く家族にタイに戻って欲しい。。。orz...)



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 16th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第5回 駐在員のための会計基礎講座 - 会計基準の統一 その5-

今回も前回に引き続き、従業員給付関連について述べたいと思います。今回は、タイの会計基準から IFRS に組み替える際の代表格である退職給付会計です。既に述べたように、依然、タイの会計基準上はドラフトの段階であり、強制適用の段階には至っていませんが、大手の監査法人を中心に任意でこの基準の適用を推奨する動きも広がってきているようです。もちろんタイの会計基準で既に適用済みの場合には IFRS への組換えの必要はありません。(いちど、自分の会社の決算書を見てみましょう。(^ ;)

日本で退職給付債務計算の経験のある方は、非常に複雑な保険数理計算を必要とするというイメージをお持ちだと思います。恐らく退職給付債務(PBO)計算と聞いただけで、あーもダメとアレルギーの方も多いと思います。かくいう私もそうでした。。。確かに日本の会社の場合は、複雑な退職金制度や退職年金制度を有している場合が多く、極めて複雑です。翻ってタイの場合はどうでしょうか。ご存知の通り、多くの会社は自主的な退職金制度を採用していません(プロビデントファンドを除く)。私も何件かのレポートを見ましたが、自社従業員の退職に関するデータさえ集めることができれば、退職給付債務計算の計算自体はそれほど難しくないというのが、今のところの感想です。レポート上、複雑な記号が並んでいますが、よくよく丹念に数式を追うと、そこには微分積分、対数もなく、ほとんど中学校の数学のレベルです。結局のところ計算の複雑さは退職金制度そのものの複雑さに大きく左右されるのだと思います。(ちなみに日本のような複雑な制度に関する PBO レポートを読むには、ある程度の統計学や保険数理の知識が必要だと思います。) もっとも本当にこの数式で計算したものが退職給付債務と呼べるのかは、私も専門家ではないのでわかりません。以前に紹介した様にタイでは本当の保険数理士(アクチュアリと呼ばれる)は数名しかいないという話を聞いたことがあります。ただし、現状の実務ではこれをベースにして IFRS ベースの組換え仕訳が作成され、監査意見が表明されているのも一方で事実です。今回は、今までに見たレポート及び日本の退職給付計算の実務等も参考にして解説したいと思います。

それでは、まずは、会計のセミナーでよく紹介されている、タイで退職給付会計を適用した場合の影響について述べてみたいと思います。

(1) タイでの退職給付会計適用の影響

先に述べたように、タイの一般的な企業では自主的な退職金制度を有していない場合が多いです(プロビデントファンドを除く)。

注) 最近ではプロビデントファンドを従業員の福利厚生のために採用している会社も多いかと思いますが、これは俗にいう確定外部拠出型の退職基金で、掛金を固定しますが、将来支払われる退職金を固定するわけではありません。外部ファンドに企業と従業員で折半して掛金を毎月拠出し、運用を委託、従業員が退職時に一時金を受領するというものです。受け取り金額はファンドの運用実績に左右されます。当該会計処理は、タイの会計基準上も IFRS 上もプロビデントファンドへの拠出金(会社負担分)を費用として処理すれば足りるので、ここでは説明を省きます。

一方で、タイの労働者保護法は解雇手当なるものを定めています。会社が従業員を解雇するにあたって、原則として当該解雇手当を支払わなくてはなりません。法律で定めている解雇手当のテーブルは、勤務期間に応じて以下になっています。

解雇手当のテーブル

勤務期間	解雇手当月数
1 年未満	1 ヶ月以上
1 年以上 3 年未満	3 ヶ月以上
3 年以上 6 年未満	6 ヶ月以上
6 年以上 10 年未満	8 ヶ月以上
10 年以上	10 ヶ月以上

※ 月数に乗じられる給与は解雇直前の給与となります。

もしかしたら、自分の会社は解雇実績もないし、今後も発生する見込みもないので何も考える必要がないと考えるかもしれませんが、1点、留意しなくてはならない点があります。それは、労働者保護法上、定年退職も解雇の一種とみなされていることです。

多くの会社が就業規則等で定年を55歳や50歳に定めているかと思いますが、今の従業員が定年まで働いた場合には、解雇手当を支払わなくてはなりません。当該解雇手当もIFRS上、従業員給付の一つとして退職給付債務計算に含める必要があるとされています。

従って、タイでIFRSにコンバージョンする時に、退職給付会計の適用を議論する時には、当該解雇手当を念頭において議論している場合が多いと思います。

(2) 解雇手当を前提にした退職給付債務

まず、退職給付債務とは何かということにつき述べたいと思います。規則上、むずかしい定義はありますが、自分なりに咀嚼した定義を述べたいと思います。まず、根本的に、退職金の性格として、勤務期間中の労働対価を後払いしていると位置づけています。ここから支払時の一括の費用とするのではなく、労働役務の提供を受けた勤務期間に対応して費用を分割して認識すべきという発想が出てきます。まだ、払うかどうか確定していないのに費用を計上できるかという意見もあるかと思いますが、合理的に見積もることをIFRSでは要求しています。すなわち、タイの制度を前提にすると将来支払う解雇手当を合理的に見積もることが必要となります。また、この費用を分割で認識したその累積が引当金の残高(退職給付引当金)となります。

それでは、具体的にどのように合理的に見積もるのかということについて述べたいと思います。簡単に述べると、以下のような手順になります。

1. 個々の従業員について定年まで勤めるかどうかの確率を現時点での直近の統計データをもとに傷害や死亡率、さらにはそれまでに自主退社する退職率を加味して求めます。
2. 個々の従業員について定年まで勤務した場合の解雇手当の金額を求めます。この際には直近の給与月額が必要となりますので、現時点での昇給率等を加味して金額を算定します。
3. 1で求めた確率に2で求めた解雇手当の金額を乗じます。何をしているかというと個々の従業員について解雇手当の「期待値」を求めています。(ちょっと懐かしい気がする用語です。。)

4. こうして求めた期待値は、実は、個々の従業員が退職する 10 年後、20 年後の解雇手当の期待値で従業員によって「時点」がばらばらです。それらの時点を現在に統一するべく、現在価値に割引きます。この際の割引率は、従業員の残存平均勤続年数と同等の償還までの期間を有する安定的な指標、例えば、タイの中長期国債の利率等を使用します（この割引率は通常全従業員一律です）。これが従業員が就職してから定年退職を迎えるまでの全勤務期間で認識するべき費用の合計になります。
5. 4 で認識した費用の合計のうち既に発生している費用、すなわち、就職してから現時点までの経過期間を期間で定額按分して求めます。いろいろな考えがあるとは思いますが、IFRS では定額按分を認めています。
6. 個々の従業員について 5 で計算した既に発生している費用を合計したものが、いわゆる退職給付債務(PBO: Projected Benefit Obligation)と呼ばれているもので、過去の勤務に対応する退職金期待値の現在価値ということができます。期末時点のこの金額が退職給付引当金として計上すべき金額となります。
7. 6 について毎期末計算をして、その差額が退職給付引当金繰入(費用)となります。なお、適用初年度は期首の残高を把握する必要があります。

という手順を踏みます。従って、解雇手当を前提にする限り、それほど難しい数理計算は必要ではないことがわかります。単純な中学生レベルの確率及び期待値計算と現在価値への割引計算ができれば、退職給付債務計算が可能になります。

以上が、定年退職部分の退職給付債務です。一方、理論的には本当に会社が従業員を解雇した場合の期待値も退職給付債務に含めなくてはなりません。実際にレポートにはその分が含まれていますが、大量の解雇実績があれば別ですが、通常は無視できるレベルと思います。

(3) 計算に必要なデータ

上記計算に必要なデータをまとめると、

1. タイ人の死亡率: これは国の統計データが必要です。通常は人口 1000 人に対する年間の死亡者の数で表示します。日本政府の統計局データではタイの死亡率は 1995 年で 6.1 人となっていますね(古いですが、、、)。データがとれればこれに傷害により就業できなくなった人の率もあればより精緻にはなると思います。
2. 会社の自主退職率: できれば年齢層別にデータがあった方が精緻な計算になると思います。向こう 1 年間で退職する率です。
3. 割引率: タイの国債のデータが必要となります。
4. 会社の給与平均昇給率: 年齢別の給与テーブルがあるのであればそのデータに基づき、ないのであれば過去の実績の平均昇給率を将来にあてはめて計算します。

ということで実例を紹介したいと思ったのですが、ちょっと残りのスペースでは書けそうにありません。次回、実際の計算例及びその計算例をベースに会計処理例を紹介してみたいと思います。

今回のまとめとして、ご存知の方も多いとは思いますが、この計算を外部に委託すると数万パーツか

ら数十万パーツかかります。従って、さぞかし複雑な計算をしていると思われた方も多いかと思いますが、実は解雇手当を前提にする限り、また、必要な情報が入手できる限り、計算自体はそれほど難しくないということがわかっていただければよいかと思います。

ただし、自社で計算するにあたっては障害が一つあります。それは、会計監査です。会計監査人は今のところ外部に委託した計算をどちらかというそのまま鵜呑みにして、それをベースに単に会計処理をチェックする傾向が強く、試したことはありませんが、自社で退職給付債務計算をした場合に「ダメ」と言われる可能性があるのではということです。あまり、計算ロジック等も検証しているようには思えません。(かくいう私も日本で監査をしていた時はそうでしたが、、スイマセン)
従って、もし自社で計算するという決心をしたら、監査人と事前に綿密に打ち合わせをしないといけない。「こんなの信用できない」といわれたら、おしまいです。結局のところその分監査費用がかかったりしますので(^_^;;、、当初は費用対効果で試算としてのみ利用し、それほど大きな差がないようであれば自社計算に移行するという選択肢もあると思います。

ということで次回は数字が一杯になりそうで心配ですが、、頑張って続けたいと思います。

‘‘Bookkeeperのつぶやき。’’



やっと家族が夏休みを終えて日本から帰ってきたと思ったら、今度は既に正月休みの計画を練っています。そして、なんと、野暮用のため家族は真冬なのに日本経由で寒いヨーロッパに行くことが決定！ 私はタイに一人で犬の世話のために残留が決定！ ということで寂しいクリスマスとお正月になりそうです。生まれて以来のひとりのお正月です。(クリスマスは結構ありましたが…)どなたか年末年始、わしもバンコクでひとりだ！ という方はいらっしゃいませんか？ 一緒にゴルフにいきませう。ご連絡ください。(追伸：犬がいるため泊まりはだめです。。。)



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 16th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第6回 駐在員のための会計基礎講座 - 会計基準の統一 その6-

ついに禁断の退職給付会計のエリアに手を出してしまいました。(jij) (かなり後悔。。) そうは言ってもすでに1回分を費やしてしまっていますので、ここで休載を宣言して、突然、税効果会計に行ってしまったら、抗議が来そうです。なんとか頑張って書いてみたいと思います。(´`;

ということで、前回を受けて、今回は退職給付会計における退職給付債務の計算方法について、タイの退職金(解雇手当)の実務を前提に説明したいと思います。

前回は、理論的な計算方法について説明しました。今回は具体的な事例を設定してみましょう。例えば、従業員が4名しかいない以下のような会社を考えてみます。

(1) 基本データ

計算するにあたっての基本的なデータを以下のように設定します。

条件1: 期末現在は2008年12月、各人は簡便上入社年の1月1日に入社したとする。

条件2: 就業規則で定める定年は、これも簡便上満55歳になる年の12月31日とする。

条件3: 各人基礎データは、以下のとおり。

従業員名	2008年末月額固定給与	生年	入社年	55歳時年
さざえ	100,000 Baht	1970 年	1993 年	2025 年
かつお	60,000 Baht	1975 年	2000 年	2030 年
わかめ	30,000 Baht	1980 年	2002 年	2035 年
たらお	20,000 Baht	1985 年	2007 年	2040 年

従業員名	入社から現在までの勤続年数	現在から定年時までの勤続年数	入社から定年までの勤続年数
さざえ	16 年	17 年	33 年
かつお	9 年	22 年	31 年
わかめ	7 年	27 年	34 年
たらお	2 年	32 年	34 年

※ 従業員名は本退職給付債務計算には全く意味がありません。(念のため。。。)

条件4: 割引率5%、通常、安定的な債券(タイの国債等)の利回りを参照します。

条件5: 死亡率7人/1000人、大きな影響はないのでタイの粗死亡率(2007年)をここでは使用します。

条件6: 年間自己都合退職率10%(40歳まで、以降0%)、会社毎に状況は異なります。より細かな年齢別の退職率等を採用すれば計算は精緻になります。ここでは、40歳までは10%の確率で自主的に退職するとし、以降は定年まで必ず勤務するとしています。

条件7: 年間平均昇給率5%、会社毎に状況は異なります。過去の実績等に基づいて決定することになると思います。

(2) 解雇手当期待値の算定

これら基礎データをもとに前回説明した手続に従って計算を進めます。すなわち、

1. 個々の従業員について定年まで勤めるかどうかの確率を現時点での直近の統計データをもとに傷害や死亡率、さらにはそれまでに自主退社する退職率を加味して求めます。この事例で行くと、

従業員名	現在から 定年時までの 勤続年数	定年まで生存し ている確率 ①	定年まで自主退 職しない確率 ②	定年まで勤続す る確率 (①×②)
さざえ	17 年	$(1-7/1000)^{17}$	$(1-10\%)^2$	0.719
かつお	22 年	$(1-7/1000)^{22}$	$(1-10\%)^7$	0.410
わかめ	27 年	$(1-7/1000)^{27}$	$(1-10\%)^{12}$	0.233
たらお	32 年	$(1-7/1000)^{32}$	$(1-10\%)^{17}$	0.133

2. 個々の従業員について定年まで勤務した場合の解雇手当の金額を求めます。この際には直近の給与月額が必要となりますので、現時点での昇給率等を加味して金額を算定します。

従業員名	2008 年末給与	定年時予想給与 (年 5%)	解雇手当
さざえ	100,000 Baht	229,201 Baht	2,292,010 Baht
かつお	60,000 Baht	175,515 Baht	1,755,150 Baht
わかめ	30,000 Baht	112,003 Baht	1,120,030 Baht
たらお	20,000 Baht	95,298 Baht	952,980 Baht

※ 定年時予想給与は、さざえさんでいうと $100,000 \text{ Baht} \times (1+0.05)^{17}$ で計算します。

※ 解雇手当は、定年時には全員 10 年以上勤務していますので、最大の 10 ヶ月支給となります。

3. 1 で求めた確率に 2 で求めた解雇手当の金額を乗じて、期待値を算定します。

従業員名	定年まで勤続する確率	解雇手当	解雇手当期待値
さざえ	0.719	2,292,010 Baht	1,647,955 Baht
かつお	0.410	1,755,150 Baht	719,611 Baht
わかめ	0.233	1,120,030 Baht	260,067 Baht
たらお	0.133	952,980 Baht	126,746 Baht

※ この意味するところは、さざえさんでいうと、現時点では定年時に解雇手当は 1,647,955 Baht 支払われると見積もられるということです。この定年時というのが重要で、この金額は、さざえさんでいうと 17 年後の貨幣価値で表されています。従って、いかに述べるように 2008 年 12 月末の貨幣価値に置き換えること、つまり現在価値の割引計算が必要となります。

(3) 現在価値への割引計算

先に述べたようにそれぞれの従業員によって定年を迎える時期がさまざまであるため、オンバランスにするために、これを現在価値に割引きます。これによって、統一的な処理が可能となります。通常はご存知のとおり平均残存勤務期間と期間がほぼ同一の安定的な債券利回りを用いて現在価値への割引計算を実施します。条件 4 で述べたとおり、ここでは 5%を使用します。

従業員名	解雇手当期待値	現在から定年時 までの勤続年数	割引レート	期待値の 現在価値
さざえ	1,647,955 Baht	17 年	$(1+0.05)^{17}$	718,997 Baht
かつお	719,611 Baht	22 年	$(1+0.05)^{22}$	245,657 Baht
わかめ	260,067 Baht	27 年	$(1+0.05)^{27}$	69,658 Baht
たらお	126,746 Baht	32 年	$(1+0.05)^{32}$	26,599 Baht

(2)の説明までですごい金額がのっているのでヒヤリとされた方もおられると思いますが、ようやく、ちょっと安心できる数字に近くなったのではないのでしょうか？ この意味するところは、それぞれの定年時点での解雇手当を現在の貨幣価値で表すと、さざえさんでいうと 718,997Baht だということです。ただし、これは入社したときから定年までの労働役務提供に対する対価としての解雇手当の現時点での測定値であって、いまだ労働役務の提供を受けていない部分も含んでいるということです。

(4) 2008 年までに発生している金額の算定

(3)で認識した費用の合計のうち既に発生している費用、すなわち、就職してから現時点までの経過期間に対応する分を期間で定額按分して求めます。

従業員名	期待値の 現在価値①	入社から定年ま での勤続年数②	入社から現在ま での勤続年数③	現在までに発生し ている退職債務 ①x③/②
さざえ	718,997 Baht	33 年	16 年	348,605 Baht
かつお	245,657 Baht	31 年	9 年	71,319 Baht
わかめ	69,658 Baht	34 年	7 年	14,341 Baht
たらお	26,599 Baht	34 年	2 年	1,564 Baht
			合計	435,829 Baht

※ 実は、下線部分は議論があるのではと思っています。というのは一見すると上記説明は、期間定額基準のように見えるからです。期間定額基準は日本では原則的な方法ですが、IFRS は、給付算定式に原則として従う必要があり、例外的に給付算定式が後加重の場合に期間定額基準を容認しています。解雇手当は、前所述べたとおり、勤続期間に対応して段階的に金額が増加し 10 年で頭打ちですから、前加重の制度のように見えます。従って IFRS 上は、期間定額は容認されないと判断される可能性があります。しかしながら、解雇手当の性格上、定年まで勤務しないと受給権がありません。（解雇されて支給される場合は確率極めて低く捨象します。）よって、勤続期間途中の算定式というのは解雇手当支給には全く無関係ということもいえます。すなわち上記例で言うと、10 ヶ月分の解雇手当は法律に従って段階的に受給権が確定し増加していくのではなく、定年退職時に突然 10 ヶ月分の受給権が発生します。それ以前は0です。従ってこのような性格の制度の場合には、むしろ後加重の制度ともいうべきで IFRS の例外規定に従い勤続期間に対して定額（比例直線的）で認識するのが合理的であるように思います。タイの保険数理人のレポートも何件か読みましたが、いずれも無条件に期間定額で按分しています。理論的な背景については、それを記載しているレポートを読んだことがないのでわかりませんが、根底にはこの理解があると推定しています。もともと給付算定式に従ったとしても計算はそれほど難しくはありません。たとえば、かつおでいうと、9 年すでに勤続しているので、10 ヶ月のうち 8 ヶ月分の解雇手当を認識するというで前倒しに債務認識が行われるということです。議論を戻しますが、現時点で 8 ヶ月分の受給権があるわけではないですし、役務提供も定年まで継続させる必要がありますので、私見では残り 22 年を残して大半を債務認識してしまうのは、かなり乱暴で変な債務認識の方法だと思います。ということで本稿ではあまり議論に深入りすることなく、私が所持している保険数理人のレポートと同様に期間定額で説明しています。

※ 教科書等をご覧になった方は、通常 (3) と (4) が逆ではないかと思われることと思いますが、タイの制度を前提にする限り、結果は同じになります。説明の都合上ということで、この順番にしています。（いわゆる予測単位積増方式と呼ばれる方法を IFRS 上採用しています。）

最後の合計欄に記載されている 435,829Baht が、会社が 2008 年 12 月末現在で認識すべき退職給付債務となります。

以上から、タイの制度を前提にする限り、複雑な統計学の知識や保険数理計算は必要ないということがおわかりいただけたかと思います。数式自身のレベルとしては中学生の数学のレベルであり、確率計算も中学生のレベルだと思います。保険数理人のレポートは、アルファ、ベータを使用して難しく書いてありますが、意味を当てはめるとこのレベルです。あとは、従業員の数が多くなればなるほど力仕事としての計算量がものすごく増加することになります。

紙面がまた尽きました。次回、これら事例を用いて仕訳等を解説したいと思います。(紙数計算を全くせずに原稿書いているので仕方がないのですが、まさか 3 回にわたると思っていませんでした。やはり退職給付は手ごわいですね。)

Bookkeeperのつぶやき。。



この原稿を書いている間、アメリカの金融危機を原因として世界経済は大混乱です。そんな中、新聞の論調には現在価値や時価偏重の現在の会計に対する批判がようやく出てきました。投資適格と格付けされていたリーマンが突然破たんしたことからわかるように、現在の財務諸表は、全体として一体何を表現しているのか、全くわかりません。(これは前から個人的意見としていい続けていたことです。) 今回解説している退職給付債務も確率と現在価値から導かれており、貸借対照表に載せるべきものなのかは、確信が今ひとつ持てません。個人的には白人の研究者中心で作っている頭でっかちな IFRS 導入には非常にネガティブな意見を持っています。今回もなかば脅しのようにして無批判導入を日本にせまるやり方にも非常に不快感を覚えます。(もちろんここで主張しても詮無いことです、、、自嘲。)



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 16th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第7回 駐在員のための会計基礎講座 - 会計基準の統一 その7-

退職給付会計で書き続けて、既に 3 回目です。個人的に勝手に盛り上がり前回が渾身の一撃だったので気持ちが燃え尽きてしまった感がありますが、何とか、今回で手仕舞いにもっていかたいと思います。(ハヨーオワリタイ (^_^;))

ということで、前回までで退職給付債務自身の計算方法は解説しました。金額は出たものの、これをどうやって每期、経理の仕訳にして織り込んでいくの？ というところを今回は解説したいと思います。

前回がわかっていれば、基本はそれほど難しくありません。前回の計算事例に基づいて話を進めますので、必要に応じて参照しながら読んでください。

(1) 退職給付引当金繰入

単純に前期末と今期末の退職給付債務を比較して、その差額を引当金繰入として計上することになります。前回の例で 2009 年の数値が以下のように算出できたとしましょう。

従業員名	2008 年 12 月	2009 年 12 月	差額
さざえ	348,605 Baht	435,064 Baht	86,459Baht
かつお	71,319 Baht	93,189 Baht	21,870Baht
わかめ	14,341 Baht	19,376 Baht	5,035Baht
たらお	1,564 Baht	2,762 Baht	1,198Baht
合計	435,829 Baht	550,391 Baht	114,562Baht

仕訳は単純に

(借方) 退職給付引当金繰入 114,562Baht (貸方) 退職給付引当金 114,562Baht

です。

もし、従業員の一部分が製造業務に携わっている場合には、当該従業員にかかる引当金繰入は製造原価に計上する必要があります。金額の重要性によっては、原価計算や在庫評価にも影響する可能性があるため、その点は留意が必要です。

※ ちなみに 2009 年の数値は、基礎率がすべて変更ないものとして前回の方法に従い再計算しています。基礎率変更の影響額の処理について(3)で説明します。

※ 2008 年 12 月末の決算において、貸借対照表上、退職給付引当金が 435,829Baht あることを前提にしています。2009 年が適用初年度の場合には 2008 年 12 月が期首残高となりますので、以下のような開始仕訳が必要となります。注意しなければいけないのは、日本のように前期損益修正といった損益計算書での処理科目は IFRS 上は存在しないということです。すべて、前期以前からあたかも適用していたかのように仕訳が起こされます。

(借方) 期首剰余金 435,829 Baht (貸方) 退職給付引当金 435,829Baht

(2) 勤務費用と利息費用

ところで、親会社から要求される連結財務諸表作成のための資料(通称、連結パッケージといいます)は、さらに、この繰入額の分析を要請している場合があります。仮に基礎率に何も変更がない場合には、通常、利息費用と勤務費用とに繰入額は分けることができます。

利息費用は、前回、現在価値に割引計算するという話をしました。前期までに積んだ引当金が1年経過したことにより、1期分の金利相当分の費用が発生し、その分を繰入ます。

従業員名	2008年12月(①)	利息費用(①×5%)	2009年12月
さざえ	348,605 Baht	17,430 Baht	366,035 Baht
かつお	71,319 Baht	3,566 Baht	74,885 Baht
わかめ	14,341 Baht	717 Baht	15,058 Baht
たらお	1,564 Baht	78 Baht	1,642 Baht
合計	435,829 Baht	21,791 Baht	457,620 Baht

勤務費用は、前回、定額期間按分という話をしましたが、1年経過したことによって、定額期間按分の金額が1期分積みあがったことにより、発生する繰入額です。

従業員名	2009年12月現在価値ベースの前期引当金	2009年12月現在価値ベースの当期引当金	勤務費用
さざえ	366,035 Baht	435,064 Baht	69,029 Baht
かつお	74,885 Baht	93,189 Baht	18,304 Baht
わかめ	15,058 Baht	19,376 Baht	4,318 Baht
たらお	1,642 Baht	2,762 Baht	1,120 Baht
合計	457,620 Baht	550,391 Baht	92,771 Baht

差額で求めているので当然ですが、勤務費用と利息費用を足すと退職給付引当金の金額と一致します。

(3) 未認識の過去勤務債務または数理計算上の差異

今まで、さまざまな予測数値を用いて、計算してきました。ずっと丹念に読み進めてこられた読者であれば、如何に見積りに基づいてこの引当金の数値を計算しているかを実感していただけたかと思います。今までの計算例で出てきた具体的な予測数値項目としては、以下のような項目を用いています。

- 割引率
- 昇給率
- 退職率
- 死亡率

これらは、当然、それぞれの決算時点のベストエスティメイトに基づいて設定しているわけで、将来、従業員が辞めるまでの長い期間、100%の確率でこれらの予測数値があたることは現実的にはありえないと思います。特に割引率にいたっては、会社の動向とは無関係に市場によって左右されてしまいますので、当てるのは市場関係者ですら難しいと思います。いってみれば、当然、外れるわけです。したがって外れていることが明らかになった時点で、過去分も含めて再計算の必要が出てきます。過去、すでに計上している引当金の修正です。(個人的には外れることがわかっているものを、なんで

引当金として計上できるのかという気はしますが、、まあ、それは置いておいて、)

この修正額のことを「未認識の過去勤務費用または数理計算上の差異」と呼んでいます。
この未認識の過去勤務費用または数理計算上の差異の処理方法については IFRS 上いくつかオプションがありますが、以下、原則的な方法を述べます。

① 過去勤務費用または数理計算上の差異が決算日時点の退職給付債務の 10%を超えない場合

→ 何も処理は不要。回廊(コリドー)方式といいます。特に割引率については短期的には市場の金利動向によって上昇したり、下降したりするので、当差異は退職給付債務を増加させる方向に出たり、減少させる方向に出たりする可能性があります。したがって、発生したからといってすぐにこれをバランスシート上、認識することなく上下 10% (合計 20%) の幅(回廊(コリドー))を設けて、その間であれば、未認識のままを容認するとするものです。

② 過去勤務費用または数理計算上の差異が決算日時点の退職給付債務の 10%を超える場合

→ 越えた部分について定年退職までの平均残存勤務期間にわたり、定額法により、損益計算書上、費用認識します。(越えない部分は依然として未認識のままです。) 認識方法は同様に退職給付引当金繰入を使用して認識していきます。

※ 実はこの回廊(コリドー)方式というのが、退職給付会計における日本の会計基準と IFRS の相違点の一つです。日本は回廊(コリドー)方式を採用していません。したがって、日本基準においては、すべての未認識の過去勤務費用または数理計算上の差異について、その発生時(または翌事業年度)からすべての金額を平均残存勤務期間にわたって定額法で償却し認識していくのが原則です。

以下、今までの事例で割引率が 4%に変更となった場合を考えてみましょう。

従業員名	現在から定年時 までの勤続年数	割引率 5%	割引率 4% (再計算)
さざえ	17 年	348,605 Baht	410,190 Baht
かつお	22 年	71,319 Baht	88,155 Baht
わかめ	27 年	14,341 Baht	18,570 Baht
たらお	32 年	1,564 Baht	2,125 Baht
合計	平均 24.5 年	435,829 Baht	519,039 Baht

差額は、519,039-435,829 で 83,210Baht となります。これが未認識の過去勤務債務または数理計算上の差異です。IFRS 上はこれをまるまる認識しにいくのではなく、519,039 の 10%の 51,904Baht については差異を未認識のまま許容するとしています。一方で超過部分の 31,306Baht については平均残存勤務期間にわたり定額で認識します。

すなわち、1,278Baht(31,306Baht÷24.5 年)で年間、追加で過去勤務債務または数理計算上の差異の償却額を認識していきます。単年度の仕訳としては

(借方) 退職給付引当金繰入 1,278Baht (貸方) 退職給付引当金 1,278Baht

となります。

(4) 定年前退職の処理

最後に、従業員が定年までまらずに自主退職した場合について述べたいと思います。この場合、タ

この制度を前提とする限り、解雇手当の支給はありません。期待値に基づいて計上していた退職給付引当金の戻し入れを行うことになります。

例えば、わかめが 2009 年になり、辞めた場合、2008 年までに計上した退職給付引当金が 14,341 Baht あります。これを取り崩すことになります。これを退職給付引当金繰入と相殺するべきか否かは議論があると思いますが、基本的にはわかめについては支給が実現しなかったわけで、理屈の上では営業外収益にするべきものと思います。ただし、重要性が無ければ退職給付引当金繰入等と相殺してよいのではと考えています。

※ 所詮は表示の問題ですが、検討はする必要があります。私のもっている保険数理人のレポートでは総額での表示となっており、仕訳は相殺後でしか起こせなくなっています。ただし、この場合には、相殺後マイナスになる可能性も否定できないので留意が必要です。(大会社なら大丈夫とは思いますが、中小会社だと結構ありえます。)

以上で退職給付会計の解説を終わりたいと思います。しんどかったですが、是非、自分の会社のデータを一度使って、試算してみてください。会社で経理されている数字がブラックボックスにならないということは非常に重要です！ また、計算を外注に出している場合には、計算結果の概括的な検証ということにも使用できると思います。

。。。Bookkeeperのつぶやき。。。



早いもので 11 月も終わり、12 月になろうとしています。ほとんど認識しないまま、2 年目を終え、いつのまにか 3 年目に突入しています。ようやく、最近になってスタッフも戦力になってきたように感じられるようになりました。業務もスムーズです。(もちろんまだまだな部分もあります。。。) 会計事務所というところは、経験上、なかなか仕事と私生活のバランスがとりにくいと思うのですが、何とかみんな満足して、働いてくれているかなと、勝手に自己満足もしています。事務所も手狭になってきたし、来年は何か新しいことをするか、どうするか、何かターニングポイントのような気がします。後厄が明けることもあります。。まあ、とりあえず、一緒にガンバロー！



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 16th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompasstruemail.co.th



Kompass Accounting Co.,Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第8回 駐在員のための会計基礎講座 - 会計基準の統一 その8-

ここしばらく会計基準の統一をテーマにKのつぼを書いてきましたが、そろそろ会計基準の統一のネタも尽きつつあるように思います。勝手に決めてしまい恐縮ですが、最後はやはり、税効果会計と思います。

このテーマは、以前、「超初級者向経理業務講座」で書きましたが、今回は、その続編的に難しいところを書いてみたいと思います。従って、まずは、ちょうど1年前に書いた、前回の「税効果会計編」をお読みいただくと、わりあいスムーズかと思います。

前回、「サルでもわかる税効果会計」と銘打った関係上、説明を曲げている部分、省略した部分や小さな文字の部分もありましたが、今回は結果的に大きな文字で詳細を書いていくことになります。(^^; ということで、新年早々すいませんが、今回もかなり専門的です。。。

なお、前稿以前で述べたように、タイの会計基準上は未だに税効果会計は強制適用になっておりません。(先日、2011年からタイの上場企業についてはIFRS適用を強制するとの報道がありました、非上場企業はまだです。)従って、皆さんが連結決算においてIFRSベースでの報告を日本に求められた時は、この組換えは必須になります。

(1) 税効果会計の趣旨

趣旨については、「超初級者向経理業務講座」で書きましたので、あまり多くを書きませんが、前回は趣旨説明で税金の前払や税金の配分といった観点から原稿を書きました。その上で、続く原稿で将来加算・減算一時差異という言葉を使いましたので、今から読み返すと、玄人がみてクレームが来そうです。

IFRS上の税効果会計の趣旨は、会計上の資産・負債の認識と税務上の資産・負債の認識との差異によって、将来の税金が増加したり、減少したりする場合には、当該税金の額を、資産・負債として認識するというものです。将来税金が減少する場合には、繰延税金資産(一種の未収金勘定)を計上し、逆に将来税金が増加する場合には、繰延税金負債(一種の未払金勘定)を計上します。(この考え方を資産負債法といいます。)あくまでも、対象は将来の税金の額であって、現時点での税金ではないのです。

わかりにくいかもしれませんが、税率が変更となると、その違いは顕著です。例えば、有税の引当金100を今期に計上し、翌期、当該引当金を戻すとします。一方で税制改正があり、法人税率が30%から25%になることがわかっているとします。

法人税の前払という考え方からすると、今期加算した100に対して30%の法人税率を乗じて30が会計上の引当金に対して先行して支払っている法人税となりますので、この金額を繰延税金資産として計上すべき金額となります。税率が変更になろうとすでに法人税は支払ってしまっており、繰延税金資産の金額は30のままです。この考え方も現にあり、この考え方に基づく処理を繰延法と呼んでいます。

一方で、将来税金という考え方からすると、今期加算した100は翌期に減算することが可能となり、減算することによって、減額される税金は25%の法人税率を乗じて25となります。これを限度として法人税を減額し繰延税金資産(未収金)を計上するとこととなります。これが資産負債法と呼ばれるものです。現在のIFRSは、こちらの考え方を採用しています。

結論めいたことにはなりますが、あまり、現在のIFRSの税効果会計(日本基準も含まれます。)は、初級者向けの趣旨で記載したような法人税の費用配分ということを中心に考えてはいません。あくまでも、期末時点での会計上と税務上の資産負債の認識の差によって、将来の税金が増加するのか、減少するのかという観点から議論します。法人税の費用配分は、その結果生じる副次的な効果となります。したがって、結果として税率が法定レートを大きく乖離したとしても、合理的な説明ができる限り、それ自身はあまり大きな問題とはなりません。タイの実務上、税効果会計を適用してどうして法定の税率たる30%に自社の実効税率がならないのかというような疑問を持つかもしれませんが、そもそもの出発点が異なるということを理解しておくことは重要だと思います。

(2) 別表5を0から作る？

日本の法人税の確定申告書というのは実に精緻によくできていると思います。別表4という所得計算の表と別表5という企業の税務上の資本や利益剰余金の状況が有機的に組み合わせ、機能美があります(フェチですが、、、)。上記に述べた会計上の資産・負債と税務上の資産・負債認識の差異は当然、資産-負債の差額である、会計上の資本・利益剰余金勘定と税務上の資本・利益剰余金勘定の認識の差と等しくなります。従って日本では別表5の動きを中心に税効果会計の処理を組み立てていけばよいということになります。前は小さな文字で、タイには別表5に相当するものはありませんと書きました。これがなく、かつ、別表4に相当する課税所得の計算表もかなり大雑把です。

月報の「よく用いる申告書」という今月のテーマを参照しながら読み進めていただきたいのですが、基本的な法人税の確定申告書の別表4に相当するものは、PND 50のItem 3という表に該当します。しかしながら、Item 3においては、会計上の当期利益に加算または減算する項目は合計金額のみであり、その内訳は、PND 50のItem 9というところに内訳を書くことになっています。Item 9上、記載される内訳は以下のとおりです。

- **法人税**

法人税自身は損金となりませんので、法人税を費用に含めている場合には、これを加算するという趣旨です。通常はPND 50の構造上含んでいませんので0となるはずですが、いずれにしても税効果会計上は無関係です。

- **交際費**

資本金または総収入のいずれか大きい方の0.3%が損金に算入できる限度額です。これを超過した分をこの欄に記載します。前回述べたように税効果会計的には永久差異となり、資産・負債の認識差異を把握する上では無関係です。

- **貸倒損失**

税務上の要件(破産等法的な整理)を満たさない状態で、債権を回収不可能として貸倒損失処理した場合にこの欄に記載して加算します。債務者が近い将来税務上の要件を満たすことが合理的に予測できない限り税効果の対象とはならず、税効果会計上は永久差異となります。すなわち、自主的に単に回収をあきらめたというだけでは、単に債務者への寄付金と同等として取り扱われるということです。

- **引当金**

在庫評価引当金、退職給付引当金他、将来、税務上の損金算入要件を満たすことが想定され

るが、会計上、引当金計上を今期にしているような場合には、この欄に記載して加算します。これは、税効果会計上、典型的な一時差異であり、その内容把握に努める必要があります。申告書上は引当金として合算で記載されているだけだからです。

● **Item 8 における費用(15 から 17)**

これは、教育支援、レクリエーションのための費用等、別途 Item 3 上控除額を計算するものを、ここで一度加算するためのテクニク的な欄ですので、とりあえず、税効果会計とは無関係と理解ください。

● **その他費用**

上記以外は、すべてここに集計します。内訳の添付義務ありません。したがって、申告書を見ただけでは、この「その他費用」にどのような項目が含まれているのか、全く検討がつきません。金額的に小さい場合には、領収書のない経費や不備のある経費が中心で、無視してもよいですが、金額が大きい場合には、何が入っているのかを調べる必要があります。税効果会計上、一時差異に分類される減価償却費の償却超過額、リース会計の調整、為替予約の調整他各種ここに集計されている可能性があります。

上記から見えてくるのは、申告書 PND 50 上 Item 9 の「引当金」と「その他費用」の欄に注目して、税効果会計上は、タイ版の別表 5 を作り上げる必要があるということです。

なお、あくまでも、Item 9 はその期の加算金額(場合によっては過去加算したものの減算金額)の内訳ですので、1 期だけ見ただけではフローしかわかりません。したがって、過去 3 期から 5 期程度(BOI 企業の場合にはさらに)遡及した上でその内訳を調査し、加算した項目毎にその増減表、残高内訳を作成する必要があります。

是非、一度、申告書の翻訳片手に、まずは自社の申告書読みに挑戦してみてください。上記の Item 9 はもともと法人税の計算上、コアな部分といえます。税効果と離れて、「こんな項目を加算していたのか」等、新たな発見もあるかもしれません。(〇)

(3) 繰越欠損金

上記 Item 9 とは別にもうひとつ重要な表が PND 50 にはあります。Item 11 と呼ばれているものです。Item 11 は繰越欠損金の内訳を示しており、この金額の合計額を限度として、課税所得計算表である Item 3 の 15 で課税所得計算上、控除することが可能となります。法人税のおさらいですが、通常、会社が法人税の対象となる課税所得を計算してマイナスとなった場合、当然、その期の税額は 0 となります。繰越欠損金とは、その期 0 となっただけにとどまらず、将来 5 会計年度の間に限り、獲得する課税所得から控除することができるというものです。

税効果会計的に見ると、繰越欠損金は、将来、課税所得から減算することが可能であり、その分税額が減少します。したがって将来減算一時差異として繰延税金資産計上の対象となります。

しかし、他の項目とは異なり将来 5 会計期間に限ってのみ控除が認められるということは、留意しなくてははいけません。例えば、X0 年に 120 の繰越欠損金があり、将来の毎期 20 ずつ、当欠損金を消化できる課税所得が発生するとします。

年度	X0	X1	X2	X3	X4	X5	X6
課税所得	△ 120	20	20	20	20	20	20
繰越欠損		100	80	60	40	20	←切捨

この場合、120 ある欠損金のうち、100 のみが 5 会計年度内に使用が可能であり、20 は使用ができないこととなります。言い換えれば 120 のうち 100 しか、将来の税金は減額できないということとなります。したがって、繰延税金資産もこの場合は $100 \times 30\%$ の 30 しか認識することはできません。

例では、20 ずつ欠損金を使用できると簡単に書きましたが、使用見込、すなわち課税所得の発生を慎重に見積もらなくてはなりません。これが不十分なまま、一時差異だからということで、安直に繰延税金資産を計上してしまうと、会計監査上、指摘を受けたり、あるいは、繰延税金資産が不良資産化したりして後で痛い目にあいます。今回の金融危機における金融機関や GM も同じ状況と推測されますが、仮に、過去損失を計上し、将来の所得予測を甘めに見積もって、繰越欠損金に対して繰延税金資産を計上している場合には繰延税金資産の不良資産化に直面します。こうなってしまうと課税所得が減少、すなわち、業績悪化に加えて繰延税金資産の取り崩しというダブルパンチで業績に影響を及ぼすこととなりますので、慎重に、慎重に、見積もる必要があります。

といったところで紙面が尽きました。税効果、次回は挑戦的に BOI 企業における税効果会計を「考察」してみたいと思います。

。。。Bookkeeperのつぶやき。。。



遅ればせながら、あけましておめでとうございます。ようやく家族も長期ロードから戻って、犬の世話からも開放されました。一方で仕事は、年末ののんびりした雰囲気とは打って変わって、年明早々、何故か、ものすごく忙しいです。さらに、これから、個人所得税対応かと思うと、気が重くなりますが、常に気持ちだけは前向きにいきたいと思います。今年は個人所得税の対象人数も格段に多くて書類の整理やコントロールが大変そうです。早く、ソクラーンになあれ。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成（総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成）、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料（関係会社向け連結パッケージ）の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅（日本国公認会計士）

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 16th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompass@truemail.co.th



Kompass Accounting Co., Ltd.

代表取締役 日本国公認会計士 小林 一雅

第9回 駐在員のための会計基礎講座 - 会計基準の統一 その9-

会計基準の統一をテーマに個々の会計基準を書いてきましたが、今回で最終回にしたいと思います。(しかし、次回からどうしよう。。。) この10ヶ月の間に日本経済は不景気に突入し、日本人の間では会計どころの騒ぎではなくなってきましたが、欧米の方はさすがという感じで、会計に関しても、忘れずに戦略的に手を打ってきている感じです。最近では日本の金融庁が、ついに国際財務報告基準を容認する姿勢を打ち出しました。(正確には未だ案の状態です。) 日本の会計の独自性はほとんど発揮できないいわゆる「アダプション」というものです。タイでも2011年には上場企業について国際財務報告基準をアダプションするという新聞報道がありました。ルールを作って、それをグローバルスタンダードにしていく手法というのは、ホントに欧米は上手ですね。

個人的には、会計基準は重要な経済(ソフト)インフラのひとつであり、その国固有の文化事情を基盤に、順次、創造されてきたものなのでその独自性を完全に放棄するべきではないと思いますが、もはや、そのような考えは古いということなのでしょう。自国民の感覚にそぐわない会計とは一体何なのか? 何のために存在するのか? 海外投資家のために独自性を全て放棄してまで統一する必然性があるのか等々、疑問を感じながら、日々、細々と顧客のためのコンバージョン作業をしています。(今本番を迎えているJ-SOXも思考停止の典型的なもので、個人的には日本になじまない、また、意味がほとんどない制度と思います。感覚的には、これに加えて会計基準、おまえまで欧米に行ってしまうのかという感じです。(;)

いずれにせよ、日本もタイも国際財務報告基準のアダプションに突き進んでおり、本稿の「会計基準の統一」というテーマそのものが、全体としてナンセンスになりつつあるというのは事実のようです。

いきなり、感傷的になりすぎました。話を元に戻して最終回はBOIと税効果会計です。これは、正直、研究テーマともいえるべきもので、本来的には個別の企業の状況に応じて、どれが適切なのかを判断していかななくてはならないものです。したがって、なかなか共通の解というのは見つかりません。これから書くことも、人によって判断がかなりわかれると思いますので、絶対の解答ではなく、こういう考え方もあるのかという程度で読んでみてください。

(1) BOI上の欠損金と税効果会計

前回、最後の方で、欠損金については将来の課税所得を見積もって、使用見込があるもののみが、繰延税金資産計上の対象となりますという話をしました。

BOI企業では、その計算がかなり複雑になります。以下の事例を考えて見ましょう。

例) BOI企業Aはゾーン3に立地し、BOIの8年間の法人税免税を有する事業(プロジェクト)P1(スタートはX1年度から)とP2(スタートはX3年度から)の2つを有している。これとは別にNon BOI事業でP3を有している。BOI免税期間中に発生した繰越欠損金は免税期間終了後5年間使用することが可能であり、かつ、免税期間終了後5年間は法人税率は50%に減免される。

現在X3年度末の税効果会計を考えており過去の課税所得と欠損金の発生状況は以下のとおり。

(プラスが課税所得、マイナスが欠損金)

プロジェクト名	X 0	X1	X2	X3
P1	0	△ 300	100	100
P2	0	0	0	△ 400
Non BOI (P3)	△ 200	50	50	50

まず、最近の歳入局の解釈に従えば、同一年度は損益を通算しなければなりませんので X1 年度と X3 年度はそれぞれ相殺します。(同一年度で複数プロジェクトが損を抱え、ノン BOI が利益だった場合、ノン BOI の利益をどのように割り当てるのかによって、例をさらに複雑にできますが、税法の解釈になりますので、ここでは深入りせず、同一年度で一つのプロジェクトのみがロスを抱える例を検討しています。) 相殺後は以下のとおりとなります。

プロジェクト名	X 0	X1	X2	X3
P1	0	△ 250	100	0
P2	0	0	0	△ 250
Non BOI(P3)	△ 200	0	50	0

ここで、X0 年度、X1 年度、X3 年度それぞれの欠損金について、X3 年度末で決算を組む場合を想定して、繰延税金資産の計上額を検討します。

- ① X0 年度の Non BOI 欠損金は特に BOI の免税恩典措置はありませんので、税法の一般規定に従い、発生年度の翌年度から 5 会計年度繰り越すことが可能です。従って、この欠損金は X5 年に期限切れを迎えることになります。ところで P1、P2 のプロジェクトは X4 年、X5 年と免税期間中であり、仮に利益が発生したとしても、免税となり、当該欠損金を使用するということにはなりません。使用できるとすれば、結局 Non BOI 損益で X4 年、X5 年で課税所得が発生する場合となります。損益見通しを以下のとおりとします。

	X 3 末残高	X4	X5
課税所得見込額 (※)	0	50	50
欠損金	△ 200	△ 150	△ 100

(※) P1、P2 の BOI プロジェクトは X4、X5 と利益であり、同一年度の損益通算は発生していないと仮定します。

ということで、当該欠損金 200 のうち、繰延税金資産の対象にできるのは、使用見込のある 100 のみとなります。税率は現状 30% ですので、 $100 \times 30\% = 30$ が、繰延税金資産として計上できる額です。

- ② X1 年度に P1 から発生した欠損金 250 については X6 年度以降の Non BOI の損益と相殺し、BOI の免税恩典が切れる X10 年度以降発生する P1 損益と相殺していくことになります。X3 年時点でこれを見積もることが可能なのかという議論があり、そんな先のことはわからないので 5 年分のみ見積もる等の判断をする可能性もあります。下記の議論で言うと X8 年まで損益予測を打ち切って計算します。ただし、ここでは使用可能全期間分見積もることが可能だったとします。

	X 3 末残高	X6	X7	X8	X9	X10	X11
課税所得見込額 Non BOI	0	20	20	20	20	20	20
課税所得見込額 P1		免税期間			50	50	50
課税所得見込額 P2		免税期間					70
欠損金	△ 250	△ 230	△ 210	△ 190	△ 120	△ 50	0

上記から明らかなように、この場合、全額を使用することが可能となります。一方、どの税率を使用するのかという問題がありますが、税率の高い方に欠損金を当てた方が法人税の支払額は減少し有利となりますので、そのように判断したとします。(通常、そのように判断すると思います。)

かくして、 $(20+20+20+20+20+20) \times 30\% + (50+50+30) \times 30\% \times 50\% = 55.5$ が繰延税金資産の計上額となります。

- ③ X3 年に発生した欠損金 250 ですが、本例でいうと当該欠損金を使用可能になる年度は X12 年で 9 年先となります。②で述べたようにこれを予測して繰延税金資産を計上するのかどうかというのは、経営者としては判断に迷うところだと思います。ちなみに損益予測が下方に外れれば、繰延税金資産は不良資産化し、その時の会社の業績に大きな影響を与える可能性があります。従って常識的に考えれば、この 250 に関しては損益予測が不能なため、繰延税金資産は計上しないというのが妥当な判断ではないかと思います。(逆に、例えば発電所による売電事業で明らかに契約によって長期にわたり課税所得の見積もりが容易である場合には、計上は可能だと思います。)ここでは、練習をかねて損益予測が可能であり、全額を認識するという仮定で計算します。

	X3 末残高	X11	X12	X13
課税所得見込額 Non BOI	0		20	20
課税所得見込額 P1		20	50	50
課税所得見込額 P2		70	70	70
欠損金	△250	△160	△20	0

欠損金は X13 年、すなわち今時点 (X3 年) 時点から 10 年後にすべて使用しきる計算になります。X13 年までは P1 プロジェクトは法人税減免 50% が継続します。従って、繰延税金資産の計算は、 $(20 + 20) \times 30\% + (20 + 70 + 50+70) \times 30\% \times 50\% = 43.5$ となります。

以上、①+②+③で欠損金 700 に対する繰延税金資産は 129 ということになります。

(2) 減価償却費

会社によっては、例えば金型の減価償却を税法上の 5 年の耐用年数よりも短い年数で償却している例もあるかと思います。減価償却を税務上調整している期間に BOI 法人税の免税期間が終了した場合どうなるでしょうか？ 以下のような事例を考えてみましょう。

会社 B は BOI プロジェクトである P4 事業の下で金型を所有している。金型は会計方針で耐用年数 3 年で定額法により償却することとしている。免税期間は X4 年で期限が終了する。なお、会社は十分な利益を継続的に計上できることが予想されている。

	年度	X1 年	X2 年	X3 年	X4 年	X5 年	X6 年
	原価	免税期間				課税期間	
会計	300	100	100	100			
税務	300	60	60	60	60	60	
加減算額		+40	+40	+40	-60	-60	

現在、X3 年末であり、その時点の繰延税金資産を計算したいとします。X3 年時点では加算額累計は、 $+40 \times 3$ の 120 となります。この 120 が、将来、減算される際に、法人税減少の効果があるのかが、

繰延税金資産計上の可否の分かれ目となります。この例でいうと X4 年度は法人税免税期間中であり、減算したとしても税金は 0 です。従って法人税減少の効果はありません。一方で X5 年で減算される 60 はすでに課税期間であり、減算されれば法人税はその分減少します。従って、この X5 年に減算される 60 のみが繰延税金資産の計上対象となります。計上額は $60 \times 30\% = 18$ です。

(3) 洗替の引当金

実質的には中長期の引当金であるが、每期、洗替処理している引当金があります。例えば陳腐化商品に対する引当金等です。これに関しては個々のアイテム毎に、廃棄したり、売却したりする予定を見積もることができ、かつ、その廃却又は売却予定が課税期間であれば、繰延税金資産の計上は可能とは思いますが、通常、予測は不能と思います。従って、洗替によって翌期には一括で減算されると思う方がよいと思います。この結果、免税期間の最終年度に突然、これら引当金に対する繰延税金資産が計上されるということが起こりうると思います。減算される翌年から課税期間だからです。

以上、かなり、私見とともに書いてしまいましたが、BOI 企業で経理に関与されている方の問題解決の糸口になればいいかなと思います。これとは離れていろいろな事例を考えてやってみると面白い(?)と思います。

。。Bookkeeperのつぶやき。。



新規に会社設立され、駐在された方は、この時期、確定申告時の個人所得税の追加納税の金額にびっくりされることが多いです。一番困る質問は、「追加納税 X 百万円です。」と申し上げると、「… これ全部やらないとだめなんですか。どうせわからないですよね。知り合いに聞いたら、そんなのみんなやってないというし、…」この国の場合は謎が多いので、わかるかわからないかはこちらも残念ながらわからないですという回答をせざるをえませんが、わかるかわからないかということではなく、基本的に考えていることは「脱税」ということを認識した上で対応を決めたいものです。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】

代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: Silom Center Building, 16th Floor 2 Silom Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 652-5227-8 Fax: 66 (2) 652-5229 E-Mail: kompasstruemail.co.th